# 砂丘館友の会

# 年会費 3,000 円 (一般会員)

砂丘館(旧日本銀行新潟支店長役宅・昭和8年建設)では、美しい歴史的な建物をより生き生きと輝かせるために、年間を通し自主企画展、芸術文化、生活文化関連のイベント等の自主事業を開催しています。

これらの自主事業を実施するための主 財源が、市民からの寄付と企業、団体 からの協賛金による「砂丘館自主事業 基金」です。

一般の皆さまからは、館内に設置した 募金箱等を通してご寄付をいただいて いますが、さらに「砂丘館友の会」の会員 になっていただき、年会費という形でご 寄付をいただく制度を設けています。会 費をお納めいただきますと、催しのご案 内を入会月から 1 年間お送りいたしま す。また各種特典もあります。

ぜひご入会いただき、当館の自主事業 への力強いサポーターとなっていただく とともに、砂丘館をより身近に、またより 深く楽しんでみませんか。 ささえて

たのしむ

昭和のお屋敷

文化の空間。



会員の特典

- ■砂丘館の企画展、催し物案内の送付
- ■砂丘館通信(ほぼ毎月発行)の送付
- ■砂丘館内の喫茶スペース「茶寮六華」で利用できる ドリンクサービスチケット (一般会員2枚)
- ■「茶寮六華」コーヒー500 円⇒300 円、紅茶・ジュース 100 円引
- ■自主事業の有料の催し2割引き
  - \*「季節のしつらい教室」を除く。

申込書(直接砂丘館受付でお申し込み下さい。) 年

年 月 日

1 砂丘館友の会 一般会員

年会費

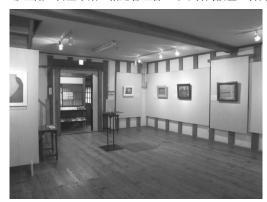
3千円

に申し込みます。

お名前		電話番号	(	)
ご住所	₹			

# 砂丘館の自主事業

砂丘館の自主事業は指定管理者である新潟絵屋・新潟ビルサービス特定共同企業体により企画・実施されています。



# 自主企画展

すぐれた現代作家の個展、ユニークなコレクションを紹介する企画展など、蔵のギャラリーほかー階全室を会場に開催しています。(年4~5回 観覧無料)



# 生活文化の催し

「季節のしつらい教室・展示」、「庭園実技講習」「雛人形展示」など伝統的な和の空間を会場に、日本の伝統的な生活文化、技能を体験し、学び、楽しむ催しを開催しています。

#### そのほか

常時花や絵画を館内に飾り、館内を美しい状態で見学いただいています。また解説ボランティアによる館内説明を行っています。(土日祝日)



# 芸術文化の催し

さまざまなジャンルのコンサート、舞踊などのパフォーマンスアート、朗読、一人芝居、落語などを蔵や和室、ときには庭園を会場に開催しています。 (年約20回程度開催)

# 砂丘館友の会 規約

#### (名称及び事務所)

第 1 条 この会の名称は「砂丘館友の会」(以下、「友の会」という。)と称し、事務局を砂丘館(旧日本銀行新潟支店長役宅)(以下、砂丘館)内、砂丘館自主事業基金事務局に置く。

#### (目的)

第2条 友の会は砂丘館の指定管理者である新潟絵屋・新潟ビルサービス特定共同企業体が主催する芸術文化・生活文化に関連する自主事業 (以下、自主事業)の活動に賛同した個人および企業・団体が、その運営の主財源となる砂丘館自主事業基金への寄付を通じてサポーターとなる ことにより、自主事業の内容を一層充実させることを目的とする。

## (会員)

第3条 会員は、友の会の目的に賛同し、友の会が定める方法により入会申込書を提出し、年会費を納入した者とし、一般会員と特別会員の二種 類とする。

# (会員の特典)

第4条 会員が受ける特典は、次の通りとする。

- 1. 砂丘館自主事業の企画展や催し物の広報資料、印刷物の送付サービス。
- 2. 砂丘館内の喫茶スペース「茶寮六華(さりょうりっか)」にて利用できるドリンクサービスチケットの受領(一般会員 年2枚)。ほか割引サービス。
- 3. 自主事業の有料の催し物の参加料の割引。

#### (会員期間)

第5条 会員が資格を有する期間は申込月から1年間とする。更新の際は、更新手続日が有効期限月以前の場合は有効期限月から1年間とし、 有効期限月以後の場合は更新月から1年間とする。また、会員の希望により2年目以降の年会費を前納した場合は、金額に応じてその都度、有効期間を定める。

#### (会費)

第6条 会費は年額、一般会員 3,000 円とする。

#### (会費の納入)

第7条 会費は、現金納入または銀行振り込みとする。

#### (申込事項の変更)

第8条 会員は、住所、氏名など入会時の申込事項に変更があった時には、友の会事務局にその内容を届け出るものとする。

#### (退会)

第9条 会員は、いつでも自由に退会できるものとする。この場合はただちに友の会事務局に連絡し、年度の途中であっても年会費は返還しないものとする。

#### (規約の改正)

第10条 友の会事務局は、必要に応じて本規約を改正することができる。

#### 付則 この規約は、2006年5月1日から適用する。

- 2. この規約は2010年4月1日から改訂施行する。
- 3. この規約は2015年5月 17 日から改訂施行する。